

5 税金

1 国税に関する控除・非課税適用を受けるには

(1) 所得税に関する障がい者の所得控除

税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます。

区 分		等 級		身体障がい						知的障がい		精神障がい		控除額	
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	左記以外	1級	左記以外		
納税者	障害者				○	○	○	○		○		○	75万円		
	特別障害者		○	○					○		○		88万円		
控除対象配偶者	一般	障害者				○	○	○	○		○		○	113万円	
		特別障害者	非同居	○	○					○		○		126万円	
			同居	○	○					○		○		161万円	
	老人(70歳以上)	障害者				○	○	○	○		○		○	123万円	
		特別障害者	非同居	○	○					○		○		136万円	
			同居	○	○					○		○		171万円	
扶養親族	一般	障害者				○	○	○	○		○		○	113万円	
		特別障害者	非同居	○	○					○		○		126万円	
			同居	○	○					○		○		161万円	
	特定(19歳以上23歳未満)	障害者				○	○	○	○		○		○	138万円	
		特別障害者	非同居	○	○					○		○		151万円	
			同居	○	○					○		○		186万円	
	老人(70歳以上)	障害者	下記以外同居老親等			○	○	○	○		○		○	123万円	
			同居老親等			○	○	○	○		○		○	133万円	
		特別障害者	非同居	○	○					○		○		136万円	
			下記以外の同居老親等	同居	○	○					○		○		171万円
				同居老親等	○	○					○		○		181万円
	年少(16歳未満)	障害者				○	○	○	○		○		○	75万円	
特別障害者		非同居	○	○					○		○		88万円		
		同居	○	○					○		○		123万円		

※ 1 控除額は、基礎控除額（納税者本人の合計所得金額が2,400万円以下の場合）、配偶者控除額（納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合）又は扶養控除額に、障害者控除額を加算した金額です。

2 同居老親等とは、本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者と同居を常とする方です。

3 同居とは、本人又は本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況とする方です。

窓 口	税務署（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）
-----	-------------------------

(2) 所得税に関する障がい者の控除（所得・医療費）

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得から控除することができます。

控除対象費用	<p>診療費の他、次の費用も、医療費控除の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書のあるもの（紙おむつの購入費用及び貸おむつの賃借料） ・ 人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有しているため、ストマケアの治療上必要と医師が証明する場合のストマ用装具代 ・ 医療系サービス及び医療系サービスと併せて利用する在宅介護サービスについて、その介護に要する費用 ・ 居宅サービス等における介護福祉士等による喀痰吸引等の費用に係る自己負担の10分の1 ・ 医師による診療や治療等のために直接必要な補聴器の購入のための費用（一般的に支出される水準を著しく超えない部分）
窓 口	税務署

(3) 少額貯蓄の利子等の非課税

身 知 精

銀行などの預貯金、公債等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 療育手帳の交付を受けている方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方 ・ 障害児福祉手当、特別障害者手当を受けている方 等
非課税貯蓄限度額	350万円
窓 口	ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社等の金融機関

※ 郵政民営化法の施行日（平成19年10月1日）前に障がい者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税が適用されます。

(4) 相続税に関する障害者控除

身 知 精

相続人に障がいがある場合、相続税額から一定額が控除されます。

<該当となる相続人の障がいの程度等>

税額控除額	身体障がい						知的障がい		精神障がい	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	左記以外	1級	左記以外
20万円（注） ×（85歳に達するまでの年数）	○	○					○		○	
10万円（注） ×（85歳に達するまでの年数）			○	○	○	○		○		○

（注）平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用される金額です。

窓 口	税務署
-----	-----

(5) 贈与税の非課税



特定障害者を受益者として、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、6,000万円（特定障害者のうち、特別障害者以外の者にあつては、3,000万円）までは、贈与税の課税価格に算入されません。

（平成25年4月1日以降）

<該当となる人の障がいの程度等>

税額控除額	身体障がい						知的障がい		精神障がい	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	左記以外	1級	左記以外
6,000万円	○	○					○		○	
3,000万円								○		○

窓 口	信託銀行等
-----	-------

(6) 消費税の非課税



身体障がいのある方の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品の譲渡、貸付け等が非課税となっています。

<対象の品目等>

補装具	義肢、装具、補聴器、車いす等
その他物品	視覚障害者用読書器、特殊寝台、体位変換器等
改造自動車	身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられているもの
	車いすを使用する者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備し、かつ、車いすの固定に必要な手段を施してあるもの

※ これらの物品については、地方消費税（県税）についても課されません。

窓 口	税務署
-----	-----

2 地方税：県民税、市町村民税等に関する控除・非課税を受けるには

(1) 県民税及び市町村民税に関する障がい者の所得控除

(身) (知) (精)

税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます。

区分		等級		身 体 障 害						知 的 障 害		精 神 障 害		控除額	
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	左記以外	1級	左記以外		
納 税 者	障 害 者			○	○	○	○			○		○	26万円 ～69万円		
	特別障害者	○	○						○			○	30万円 ～73万円		
控 除 対 象	一 般	障 害 者			○	○	○	○			○		○	37万円 ～59万円	
		特 別 障 害 者	非同居	○	○						○			○	41万円 ～63万円
			同 居	○	○						○			○	64万円 ～86万円
	老 人 (70歳以上)	障 害 者			○	○	○	○			○		○	39万円 ～64万円	
特 別 障 害 者		非同居	○	○						○			○	43万円 ～68万円	
		同 居	○	○						○			○	66万円 ～91万円	
扶 養	一 般 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)	障 害 者			○	○	○	○			○		○	59万円	
		特 別 障 害 者	非同居	○	○						○			○	63万円
			同 居	○	○						○			○	86万円
親	特 定 (19歳以上23歳未満)	障 害 者			○	○	○	○			○		○	71万円	
		特 別 障 害 者	非同居	○	○						○			○	75万円
			同 居	○	○						○			○	98万円
族	老 人 (70歳以上)	障 害 者	一 般			○	○	○	○			○		○	64万円
			同 居 老親等			○	○	○	○			○		○	71万円
	特 別 障 害 者	非同居	○	○						○			○	68万円	
		同 居	○	○						○			○	91万円	
		同 居 老親等	○	○						○			○	98万円	

- ※ 1 控除額には、基礎控除額、配偶者控除額又は扶養控除額を含みます。
 2 基礎控除、配偶者控除の額は、納税者の所得の額に応じて異なります。
 3 所得の額に応じて、配偶者特別控除額として最高33万円の控除が受けられることがあります。

窓 口	市町村税務担当課（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）
-----	------------------------------

(2) 自動車税（環境性能割及び種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免

(身) (知) (精)

<減免の条件等>

下表の障がいの区分、所有者ごとの使用要件及び別表の障がい等級に該当する場合、自動車税（環境性能割及び種別割）及び軽自動車税（環境性能割）が減免されます。

障がいの区分	所有者	運転者	使用要件
18歳以上の身体障がい者	本人	本人	身体障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
18歳未満の身体障がい者	本人又は同一生計者	同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
知的障がい者	本人又は同一生計者	本人	知的障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
精神障がい者	本人又は同一生計者	本人	精神障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの

<減免内容・申請期限等>

減免台数	減免台数は、本人又は同一生計者（18歳以上の身体障がい者は本人のみ。）が所有する自家用の自動車のうち1台に限ります。
減免税額	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）250万円に税率を乗じて得た額（税率3%の場合は75,000円）まで 自動車税（種別割）45,000円（重課の場合51,700円）まで
減免申請の期限	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日現在で自動車を既に所有している者は、4月1日から納期限まで 年度の途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障がい程度の変更による再交付を受けた場合等は、手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内 自動車を登録した日から30日以内（登録時に申請することもできます。）
窓口	<ul style="list-style-type: none"> 県税事務所 自動車の新規登録と同時に申請する場合は自動車税分室（長野・松本）

- ※ 1 上記は制度の概略ですので、詳しくは最寄りの県税事務所又は県庁税務課へお問い合わせください。
- 2 軽自動車税（種別割）の減免制度は、市町村により異なるため、市町村税務担当課までお問い合わせください。
- 3 4月1日以降、名義変更（移転登録）により自動車を所有された方の自動車税（種別割）は、翌年度から減免対象となります。

(別表) 運転者の区分ごとの障がいの程度

項目		障がいの程度		
		運転者が本人の場合	運転者が本人以外の場合 (同一生計者又は日常的介護者)	
身体障がい	視覚障がい	1級 2級 3級 4級	1級 2級 3級 4級	
	聴覚障がい	2級 3級	2級 3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	—	
	上肢不自由	1級 2級	1級 2級	
	下肢不自由	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1級 2級 3級	
	体幹不自由	1級 2級 3級 5級	1級 2級 3級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障がい	上肢	1級 2級	1級 2級
		移動	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1級 2級 3級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい	1級 3級	1級 3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級 2級 3級	1級 2級 3級	
肝臓機能障がい	1級 2級 3級	1級 2級 3級		
知的障がい	総合判定 A	総合判定 A		
精神障がい	1級	1級		

※ 1障がいのある方が本人が運転される場合、障がいの内容、等級によっては、実際に運転の確認をする場合があります。

※ 2運転免許条件に自動車の改造条件がある場合は、自動車の改造内容を確認します。

< 自動車買替時の減免 (既に減免されている方) >

新たに取得した自動車の取得形態	既減免車の処分状況 (注1)	減免の対象となる自動車		申請期限	申請窓口	
		自動車税 (種別割)	自動車税 (環境性能割)			
新車を取得 (新車新規登録)	抹消登録	減免	減免	・自動車の登録時 ・自動車の登録から30日以内	・自動車税分室 (注2)	
	移転登録	翌年度から	減免			
中古車を取得 (中古新規登録)	自動車税 (環境性能割)がかかる場合	抹消登録	減免	・自動車の登録時 ・自動車の登録から30日以内	・住所地为管轄する 県税事務所	
		移転登録	翌年度から			減免
	自動車税 (環境性能割)がかからない場合	抹消登録	減免	—	・自動車の登録時 ・既減免車の抹消登録か新たな減免車の登録のいずれか遅い日から30日以内	・住所地为管轄する 県税事務所
		移転登録	翌年度から	—		
中古車を取得 (移転登録)	自動車税 (環境性能割)がかかる場合	抹消登録	翌年度から	減免	・自動車の登録時 ・自動車の登録から30日以内	・自動車税分室 (注2) ・住所地为管轄する 県税事務所
		移転登録	翌年度から	減免		
	自動車税 (環境性能割)がかからない場合	抹消登録	翌年度から	—	翌年度の納期限まで	住所地为管轄する 県税事務所
		移転登録	翌年度から	—		

(注1) 既減免車の処分は、新たに取得した自動車の登録日以前又は登録から1ヶ月以内となります。

(注2) 自動車税分室で減免申請する場合は、新たに取得した自動車の登録までに既減免車が移転又は処分されている必要があります。

(3) 個人事業税の非課税

(身)

両眼の視力を喪失した者及び万国式試視力表により測定した両眼の視力が 0.06 以下の者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は非課税となっています。

窓 口	県税事務所
-----	-------

(4) 障がい者を雇用する法人・個人事業者に対する事業税の不均一課税

障がい者を雇用する事業者に対する事業税の減免制度です。

新たに障がい者を雇用した時期により、減税の内容等が下表のとおり異なります。

雇用時期	2019年3月31日までに雇用した場合	2019年4月1日から2025年3月31日までに雇用した場合
対象者	新たに障がい者を雇用した法人または個人（ただし法定雇用率が適用される事業者にあつては、法定雇用率を達成している場合に限る。）	新たに障がい者を雇用した常用雇用労働者数100人以下の法人又は個人（ただし法定雇用率が適用される事業者にあつては、法定雇用率を達成している場合に限る。）
対象事業年度又は年	<ul style="list-style-type: none"> ・法人 新たに障がい者を雇用した日の属する事業年度から3年間（対象障がい者を雇用している日の属する事業年度分に限る。） ・個人 新たに障がい者を雇用した日の属する年以後3年間（対象障がい者を雇用している日の属する年の所得分に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人 新たに障がい者を雇用した日から起算して3月*を経過する日の属する事業年度から3年間（対象障がい者を雇用している日の属する事業年度分に限る。） ・個人 新たに障がい者を雇用した日から起算して3月*を経過する日の属する年以後3年間（対象障がい者を雇用している日の属する年の所得分に限る。） <p style="text-align: right;">※3か月以上の継続雇用が必要です。</p>
減税の内容	1 / 2 減税（上限額は30万円）	9 / 10 減税 (1人以下 : 上限額 50万円) (1人超2人以下 : 上限額 75万円) (2人超 : 上限額 100万円)
窓 口	県税事務所	県庁労働雇用課、県税事務所